

「令和7年度刑務所出所者等職場定着支援事業」実施委託業務企画提案書募集要項

1 事業名

「令和7年度刑務所出所者等職場定着支援事業」委託業務

2 事業の目的

国の事業として名古屋保護観察所が実施する「更生保護就労支援事業」の「職場定着支援事業」の対象者のうち、保護観察及び更生緊急保護の期間が終了した者に対して、職場定着に向けた支援を引き継いで実施することにより、職場定着を図るとともに、定着支援期間中に離職した者に対しては、適切なフォローアップを実施することで安定的な生活を維持させ、再犯防止に繋げる。

また、協力雇用主に対して、刑務所出所者等の雇用において生じる問題や不安等を継続的に相談できる体制を作ることで対象者の職場定着を図る。

3 事業内容

別紙「令和7年度刑務所出所者等職場定着支援事業 委託業務仕様書」のとおり

4 委託の方法

(1) 事業実施に当たっての企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された者と業務仕様及び契約金額を委託金額限度額の範囲内で協議した上で、委託契約を締結する。

なお、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議するものとする。

(2) 本契約は、令和7年2月定例議会における当該業務に係る予算成立を条件とする。

なお、愛知県議会における予算成立までに当該業務に係る予算額が変動した場合は、当該業務内容の変更について協議調整を行った上、契約交渉を行うものとする。

5 契約期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

6 契約金額限度額

総額で8,224,107円（消費税及び地方消費税額を含む。）を上限とする。

なお、「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

また、委託料の支払は原則として精算払いとするが、必要に応じて概算払も認める。

契約保証金は、愛知県財務規則第129条の2に基づき契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、同規則第129条の3の規定に該当する場合は、契約保証金の全額又は一部を免除する。

7 応募資格

応募の資格者は、次の要件を満たす者とする。

(1) 企画提案書提出期限において、令和6・7年度愛知県競争入札参加資格者名簿の大分類

「3. 役務の提供等」のうち、中分類「16. その他の業務委託等」に登録されている者であること。

(2) 愛知県内に本店、支店又は営業所等を有すること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) この公告の日からプレゼンテーションの日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (6) 企画提案書提出期限において、愛知県から指名停止の措置を受けていないこと。
- (7) 国税及び地方税の滞納がないこと。

8 応募期間

令和7年2月20日（木）から令和7年3月13日（木）午後5時まで

※提案書に不備等があり、提出期限までに整備できない場合は、当該企画提案書は無効とし、書類は返却しない。なお、郵送の場合は、提出期限の午前中に愛知県庁に必着のこと。

9 応募方法等

(1) 説明会の開催

説明会は開催しない。本業務に関して質問がある場合は、下記（4）によること。

(2) 企画提案書の提出

当事業の受託を希望する者は、次の必要書類を作成し、持参又は郵送（配達証明に限る）により提出すること。持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。

ア 提出書類

(ア) 企画提案書（様式1）

(イ) 企業案内パンフレット等提案者の概要がわかる資料（様式自由）

(ウ) 国税、県税、市町村税それぞれについて未納がない旨の証明書

(エ) 過去に実施した類似事業の成果物（任意）

(オ) 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書・添付書類（様式2）

(カ) 「公正採用選考人権啓発推進員設置確認書」（様式3）

※(エ)～(カ)は該当する場合のみ。(カ)の取扱いは13(5)参照。

イ 提出部数

各8部（正本1部、副本7部）

ウ 提出仕様

A4判、縦置き、横書き、左綴じ（A3判を使用する場合は三つ折りにすること）

エ 提出期限

令和7年3月13日（木）午後5時（必着）

(3) 提出書類の取扱い

ア 企画提案に要する費用は、応募者の負担とする。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 企画提案の複数提案は認めない。

エ 提出された書類の内容については、提案者の承諾なしに他に利用することはない。

オ 採用となった企画提案書について、行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例（平成12年3月28日愛知県条例第19号）に基づき開示する。

不採用となった企画提案書について、行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき、提案者の意見を踏まえた上で、県が対応について判断する。

(4) 応募に関する質問と回答

応募に関する質問は、電子メールにより受付ける。なお、口頭（電話を含む。）による質問は受けけない。企画提案書の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に関する質問については、手続きにおける公平性の確保及び適正な選考を行うため受けけない。

ア 受付期間

令和7年2月20日（木）から令和7年3月13日（木）午後5時まで

イ 質問方法

質問事項を明確に記入の上（様式自由）、次のアドレスへ電子メールにより送付すること。

ウ 送付先

shugyo@pref.aichi.lg.jp

（件名を「刑務所出所者等職場定着支援事業に係る問合せ」とすること。）

エ 回答

質問に対する回答は、質問のあった事業者に電子メールで回答するほか、愛知県就業促進課のWebページに掲載する。ただし、質問内容が当該事業者固有の内容である場合は記載しない。

なお、募集要項の内容と質問に対する回答の内容に相違がある場合は、質問に対する回答をもって本募集要項に変更があったものとする。

(5) 問合せ及び提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県本庁舎2階）

愛知県労働局就業促進課 高齢者・障害者雇用対策グループ

電話 052-954-6367（ダイヤルイン）

FAX 052-954-6927

10 選定事業者数

1者

11 提案の審査・選定等

(1) 選定方法

提出された企画提案書について、形式審査を行った後、別途設置する選定委員会において審査・採点を行い、委託先候補者（最高得点者）を選定する。

ただし、4者以上から企画提案があった場合は、選定委員会での審査に先立ち、県において選定委員会と同様の基準にて書面による予備審査を行い、上位3者を選定委員会での審査の対象とする。

選定委員会は非公開とし、審査の経過等、審査に関する問い合わせ及び異議申立てには応じない。

(2) 選定委員会について

ア 日時

令和7年3月19日（水）10時00分～11時00分（予定）

イ 会場

愛知県庁（予定）

ウ 審査方法

- ・提案書に基づく書面審査及び、提案者によるプレゼンテーションにより行う。
- ・プレゼンテーションは、提出された企画提案書を使用して、1者15分程度で行うこと。
- ・パソコン及びプロジェクター等は使用しないこと。
- ・説明終了後に質疑応答を10分程度行う。

(3) 選定基準

選定委員会においては、次の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 事業の実施体制

- ・全体スケジュールは適切か。
- ・事業に係る従事者数、役割分担は適切か。
- ・刑務所出所者等に関する知識は豊富か。
- ・類似事業の実績が豊富か。

イ 刑務所出所者等への職場定着支援の内容

- ・対象者の職場定着支援ニーズを的確に把握し、定着に関する効果的な支援が期待できるか。
- ・具体的な実施内容であるか。実現性はあるか。

ウ 協力雇用主向け支援の内容

- ・刑務所出所者等の雇用に関する支援ニーズや課題に対し、的確かつ効果的に支援・助言等を行うことが期待できるか。
- ・協力雇用主の相互ネットワークの構築に向けた情報交換会議の開催に工夫があるか。

エ 愛知県就労支援連絡会議の運営方法

- ・日程や会場等の計画は適切か。

オ 事業費の積算

- ・見積経費項目、金額は適切か。

カ 社会的価値の実現に関する取組等 ※該当がある場合に評価する。

- ・ISO14001、エコアクション21、KE S、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステム認証の有無
- ・障害者法定雇用率の達成の有無
- ・協力雇用主の登録の有無及び保護観察対象者等の雇用の有無
- ・あいち女性輝きカンパニーの認証の有無
- ・女性の活躍促進宣言の提出の有無
- ・えるぼし認定・プラチナえるぼし認定の有無
- ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録の有無
- ・あいちっこ家庭教育応援企業賛同書の提出の有無
- ・くるみん認定・トライくるみん認定・プラチナくるみん認定の有無
- ・愛知県休み方改革マイスター企業の認定の有無
- ・公正採用選考人権啓発推進員の設置の有無

(4) 選定結果の通知

委託先候補者の選定結果については、各応募者に対して書面で通知する。

なお、審査結果は愛知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には、開示の対象となる。

12 スケジュール（予定）

令和7年2月20日（木）	企画提案書の募集開始、質問受付開始
令和7年3月13日（木）	企画提案書の提出期限
令和7年3月19日（水）	プレゼンテーションによる審査
令和7年4月1日（火）	委託先の決定、契約、業務開始
令和8年3月31日（火）	事業完了、実績報告書の提出

13 その他

(1) 企画提案書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。

(2) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格となる場合がある。

ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、又は指示内容に違反があった場合。

イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合。

ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合。

(3) 委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している担当者を置き、事業実施方法や進捗状況の確認・報告など、定期的に県と連絡調整を行うこと。

(4) 受託者は、本業務の遂行により知った情報を、県の許可なく他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

(5) 公正採用選考人権啓発推進員を設置している場合は、様式3（公正採用選考人権啓発推進員設置確認書）を管轄の公共職業安定所（ハローワーク）に提出し、確認欄に押印されたものを提出すること。

※「公正採用選考人権啓発推進員」設置について

愛知労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱等に基づき、常用労働者数30人以上（国基準は100人以上）の事業所、職業紹介事業、派遣事業を行う事業所では、「公正採用選考人権啓発推進員」を設置し、選任又は変更があった場合には、「公正採用選考人権啓発推進員選任届（又は変更届）」を公共職業安定所（ハローワーク）に提出することとされている。